

【参考資料 1】

補助金等に関する基本方針

平成 24 年 9 月

京丹後市

はじめに

本市では、第1次行財政改革大綱に基づき「補助金見直し指針」で補助金交付基準を定め、補助金のバラツキの平準化と統一に取り組みましたが、第2次行財政改革大綱の推進期間においては、これまで補助金等を創設、廃止する場合などの明確な指針や基準となるものはありませんでした。

また、合併特例措置の終期が迫り、歳入の大幅な減少が確実な状況に対応するため、平成23年度から「歳出抑制の道標」の策定を行っているところですが、個々の事務事業を論じて行う抑制には限界があることから、分野別の議論により、それぞれの分野における統一的な歳出抑制方針を策定し、そこで定めた統一基準によって歳出の総額抑制を進める必要があります。

これらのことから、京丹後市の補助金等の制度を改めて再検討し、新たなガイドラインとして「補助金等に関する基本方針」を策定し、「基本的な考え方」と「交付基準」に沿って歳出抑制に取り組むこととしました。

なお、方針の策定に当たっては、歳出抑制の視点だけではなく、市民や市民団体等の多様な主体と行政の「協働の推進」を前提に、補助金等に対する固定観念を取り払う中で、補助金等の公益性を確保し、適切に運用するための統一的な指針を策定するという視点も十分に加味します。

第1章 基本的な考え方

1 京丹後市の補助金等に関する現状と課題

(1) 第1次行財政改革の総括

第1次行財政改革において、「補助金交付基準の策定」「補助金総額の設定」「市民参加による審査・評価委員会の設置」を3つの柱として補助金の見直しに取り組み、その成果及び課題について、次のとおり総括しています。

(5) 補助金の適正化

補助金の見直しは、合併後の課題解消の主要課題の一つであり、補助金の不均衡是正と補助金総額の抑制の取組でした。

このため、「補助金の見直し指針」を策定して、見直しの基本方針と補助金交付基準を示し、市民参加による補助金評価を行って、バラツキのあった補助金の平準化と統一に取り組みました。

補助金の総額抑制では、一律カット・積戻し方式による歳出抑制を3年間実施した後、枠配分方式を導入しましたが、市民生活の下支えとなっている補助金が多いため、本市の経済情勢において一定以上の削減は難しく、削減目標を達成することはできませんでした。

また、補助金体系の見直しでは、既存の補助金を一旦白紙化し「京丹後市として一から補助金を創り出す」という考えのもと、市が施策推進として交付する「施策的補助金」と市民の地域力を高めることを目的とした「公募型補助金」による補助金体系に再構築し、市民活動等に対する支援方策を整備しました。

なお、平成21年度には、世界同時不況による産業・雇用支援緊急対策の財源を確保するため、職員給与の給与カットとあわせてイベント補助金の1年間休止措置を実施しました。

このように、今日の厳しい経済情勢の中では、補助金は、市民生活を効果的に支援できるものであり、今後の状況を見極めながら、有意義に効果を発揮するよう臨機の見直しが必要であると考えます。

このように、第1次行財政改革における補助金の見直しでは、「補助金の見直し指針」を策定し、その中で「補助金交付基準」を定めて、補助率や補助対象経費のバラツキなど、旧町から引き継がれた補助金の課題を一定整理することができました。

しかし、計画期間中に産業・雇用支援緊急対策などを行う必要が生じたことから、「補助金総額の抑制」を達成することはできず、また、「市民参加による審査・評価委員会」による第三者評価も単発（平成18年度実施のみ）に終わるなど、多くの課題が第2次行財政改革に引き継がれた状況にあります。

（2）現状と課題

ア 現状

現在の京丹後市は、地方分権、少子高齢化などへの対応とともに、依然として厳しい産業・経済情勢のもと、産業・雇用対策の重要性が増すなど、様々な分野で効果的な取組を進めなければならない状況にあります。

一方、市の財政面では、歳入の増加は見込めず、歳出でも扶助費などの増加が見込まれる中、普通交付税等の合併特例措置の終了に伴う歳入の大幅な減少により、平成27年度以降、より一層厳しい状況となることが想定されています。

したがって、これまで以上に行財政改革、財政健全化に全力で取り組み、将来を見据えた財政運営に努める必要があります。

イ 課題

補助金等は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、団体等が行う公益性のある事業を助成することによりその促進・発展を図るなどのために交付するものであり、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、大きな役割を持っています。

一方で、一度交付されると長期化・固定化により既得権化してしまう傾向にあるなど、本市における補助金等の課題として、次のような点が挙げられると考えています。

- （ア） 補助金等の種類・性格が多岐にわたる中で、根拠例規の未整備や不備もあることから、市民にとって分かりにくい。
- （イ） 所管・事業ごとに縦割りの細分化されており、団体助成における小額の補助金等も少なくなく、非効果的・非効率的である。
- （ウ） いったん補助金等が創設されると、効果の検証が不十分なまま長期にわたり存続しがちで、硬直化している。
- （エ） 交付先が限定されるなど、補助金等の交付団体とそうでない団体との公平性の問題が生じている。
- （オ） 補助金等の交付団体が団体運営や事業展開で補助金等に依存しがちとなり、団体としての自主性、自立性が損なわれがちである。
- （カ） 補助金等の交付の効果・成果が不透明である。

補助金等の財源は、市民からの税金等で賄われていることから、その用途については、市民への説明責任が果たせるものでなければなりません。したがって、市は補助金等の適正な執行を確保するため、適法性、効率性、有効性など、様々な視点から、その妥当性を検証していく必要があります。

2 「補助金等」の定義

補助金等を見直す前提として、見直すべき補助金等とは何かを定義する必要がありますが、京丹後市補助金等交付規則では、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、「補助金、交付金、利子補給金、その他給付金で相当の反対給付を受けないものをいう」と定義しています。

したがって、この基本方針における対象範囲も、市の裁量で見直しができる補助金、交付金、利子補給金、その他給付金で相当の反対給付を受けないものとし、具体的には歳出予算科目「第19節 負担金、補助及び交付金」のうち負担金を除くものを対象とします。

なお、補助金等は、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、「公益上必要がある場合」に限定して交付できるとされています。つまり、市が補助金等を交付する場合には、「公益性」を有していることが絶対条件であり、公益性の有無を客観的に判断する必要があります。

「公益上の必要性」の判断基準については、判例に基づき、次の見解が示されています。

- ①補助金支出の目的、趣旨が適正か。
- ②他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性があるか。
- ③補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか。
- ④補助金を受ける個人または団体の性格（団体の場合には、目的・構成員・役員等の状況）、活動状況が適正か。
- ⑤他の用途に流用される危険性がないか。
- ⑥支出手続き、事後の検査体制等が適正か。
- ⑦目的違反、動機的不正、平等原則違反、比例原則（当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）違反など裁量権の乱用・逸脱にならないか。

（出典：「判例評論」406号・判例時報1433号）

これらは、補助金等の必要性、有効性、公平性、透明性、効率性などを確保することを、補助金等交付（公益上の必要性）の原則としているともいえます。

なお、本基本方針におけるその他の用語の定義は、別表に定めるとおりとします。

3 基本的な考え方（視点）

（１）基本的視点

多様な主体と行政との役割分担を行うためには、公益性の判断に加え、必需性（なくてはならない性格のものか）の判断も同時に行う必要があります。この２つの観点からの判断を基本とし、以下の個別視点を加味して補助金等の制度を再構築します。

（２）個別視点

ア 財政的視点

合併特例措置が終了し普通交付税が減少することを踏まえ、一定の効果が認められる補助金等であっても、「財源の確保が困難となることが明らかな状況においても、市民のために真に必要な補助金等であるか」という観点から、恒常的に支出しているもの、既に助成目的を達成しているもの（目的や効果が明確でないものを含む）、公益性が薄くなっているもの、統合可能なもの等について見直しを進め、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図ります。

イ 助成対象事業内容の再評価の視点

助成対象事業の内容について、公益性の度合い、市民ニーズとの合致、使途の適切さなどの観点から点検するとともに、事業の効果が交付金額に見合ったものかを評価し、見直すことにより、単に補助金等の削減だけではなく、事業の適正な実施や補助金等の有効な活用を図ります。

ウ 客観的視点

補助金等の交付の在り方を客観的に判断する基準（補助金等交付基準・補助金等見直し基準）を策定し、必要に応じ市民等の第三者による審査や評価を導入することにより、公平・公正な制度の運用を図ります。

4 重点項目

（１）団体運営費助成から事業費助成への移行

補助金等は、助成対象者が行う「事業の公益性」を認めて交付するものであり、本来、その事業費を対象に交付されるべきです。つまり、対象者により事業計画が立てられ、その事業目的の達成に必要な事業費に対して、行政が資金の支援をすることが妥当であると判断したときに予算の範囲内で補助金等を交付するということです。

しかし、助成対象経費を団体の運営費と事業費を含む全体とした場合、公益性がある事業とは直接の関係がない人件費や事務費などの一般管理費のすべても助成対象となることから、補助金等の目的達成効果の検証が困難となり、助成額の妥当性、対象事業の実効性が検証できないなどの課題があります。

したがって、原則として、新規に団体運営費助成制度の創設は行わず、既存の団体運営費助成制度については、終期を定めて事業費助成に移行します。

(2) 団体運営費助成の対象経費等の明確化

「(1) 事業費助成への移行」の考えに基づき、団体運営費助成については終期を定めて廃止しますが、公益性が極めて高く、かつ当該団体の活動が市の全域に及ぶ特定の団体への助成については、団体運営費助成を継続します。

なお、運営費助成を継続するに当たっては、助成対象とする経費（特定の公益事業に属さない経費に限る。）や助成率等を明確に交付要綱等に規定するとともに、団体に対してより効率的な運営に努めるよう求めることとします。

(3) 公募型補助金等への見直し

時代の変化に伴い市民ニーズの多様化が進む中で、地域において市民が自主的・自立的に行う公益活動への助成要望は高く、活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲での、協働事業の推進に向けた支援の重要性は高まっていると思われます。

行財政改革大綱においても「協働事業提案を受け、事業実施につなげる仕組み」をつくることを推進項目に挙げており、市民等が自由な発想で実施する公益性のある事業を支援するために、既存の助成制度の統合などによる企画公募型補助金等への転換に向けた見直しを行います。

(4) 終期の設定（サンセット方式の確立）

補助金等制度を、長期間見直すことなく継続すると、公益性の低下への対応が不十分になったり、新しいニーズに対応した新しい補助金等の制度の創設が困難になります。一方、助成を受ける側にとっても、補助金等の既得権化やそれに伴い自主性・自立性を損なうといった弊害が発生するおそれがあります。

これらの弊害を防ぎ、助成対象事業の目標達成に向けた努力を促進するとともに、社会・経済情勢や市民のニーズの変化に合わせて定期的に制度自体を見直すため、新たな補助金等については制度創設時に、既存の補助金等については要綱等の改正により、当該補助金等の交付根拠例規に各補助金等の制度の終期を設定します。終期は、それぞれの補助金等の性質や助成効果が現れる期間により個々に判断し、制度創設又は要綱等改正時から3～5年以内で設定します。

なお、補助金等の制度の見直しについては、毎年度、各部局において、事務事業評価や予算編成過程等の際に、「補助金等見直し基準」により点検を行い、終期到来後も制度の継続が必要と考える場合には、各部局による点検に加えて審査機関等により継続・廃止等の判断を行います。

(5) 零細助成・低率助成団体の自立促進と制度の見直し

団体に対する助成のうち、交付額が小額のもの（零細助成）や、助成対象事業費に占める割合が低いもの（低率助成）は、補助金等の交付による効果の範囲が限定されたり、助成効果が低くならざるを得なかったりするなど、効率性に課題があり、あわせて補助金等交付事務に係る人件費コストの面での問題もあります。

また、これらの補助金等の対象事業は、助成がなくとも、経費の節約や会費徴収等の

団体の努力により対応が比較的容易と思われます。

本来、団体は、自立した団体として自らの活動を行い、自らが使う経費をまかなう必要があることから、団体の自立を促すとともに、助成制度の統合などを視野に入れた見直しを検討します。

(6) 補助金等交付要綱の整備

現在の補助金等のうち、一部のものについては、条例、補助金等交付要綱を定めるとなく執行されています。また、交付要綱等があっても、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものもあります。交付目的が明確でない場合は、当該補助金等の存廃を判断するための評価ができず、また助成対象経費が明確でない場合は、補助金等の使途が適切であるか否かを判断できません。

したがって、条例や要綱の定めのないものについては必ず交付要綱を制定し、条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行います。

ただし、事務の煩雑さを避けるため、1年以内の短期間に限って助成制度を設ける場合に限り、例規の制定を行わないことができることとします。

なお、補助金等交付規則は、補助金等に係る予算執行の適正化を目的として、その事務手続きを規定しているに過ぎず、交付の根拠にはなりえないことに留意すべきです。

(7) 事業実施主体の見直し

助成対象事業が、行政が実施主体になりえるものであり、団体が行政に代わって行っている状況とみなすことができる、又はそういった性格を強く有している場合は、当該事業の公益性や必需性等を考慮したうえで、市が実施主体となり業務委託等により実施すべきではないかとの観点から見直しを行います。特に、10分の10助成などの高率の補助金等により実施している事業は、対象事業の目的や性質、市の関与の在り方等を点検し、実施主体の見直しを行います。

(8) 税・料滞納者に対する交付制限

税は、広く行政サービスの財源となっており、応益負担の考えから完納を補助金等の交付の条件とすることは妥当性があります。

したがって、原則として、税の滞納者（完納していない者）に対しては補助金等の交付制限を行います。

ただし、国保税又は料の滞納者に対しては、国保税や当該料を財源とする補助金等についてのみ交付制限を行います。

また、滞納者の家族等が補助金等の申請者であった場合については、当該補助金等を受けて実施する事業の直接の受益者が滞納者である場合を除き、交付制限を行いません。

なお、社会福祉・教育に係る補助金等については、助成の内容及び滞納者の事情を十分に考慮して制限の可否を判断することとします。

第2章 補助金等交付基準・補助金等見直し基準

前章を受けて、補助金等の交付の原則である公益上の必要性の要件を備え、かつ適正な交付を行うため、以下の基準により総合的に勘案して適否を判断します。

1 補助金等交付基準

補助金等の交付及び補助金等の制度創設に際しては、以下の事項を総合的に勘案して、補助金等の交付及び当該助成制度の適否を判断します。

項目	基準
助成対象事業の客観的公益性	<p>助成対象事業は下記のいずれかに該当しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業が、総合計画及び各種施策の推進計画等に定める施策の推進に資するものであり、かつ高い必需性が認められるもので、当該事業の推進のために助成が必要であると認められるもの。併せて特定の者の利益に供することがないものであること。 2 行政施策として、当該事業を団体、個人に積極的に推進・推奨しようとするもの。
事業の効果 (有効性・効率性・適時性)	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金等の交付に対して、助成金額と比較して費用対効果が認められること。 2 事業活動の目的・内容が明確で、かつ社会・経済情勢に合致していること。 3 市民・団体と行政の役割分担を勘案し、真に助成すべき事業であること。
助成対象団体の的確性	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体の会計処理及び用途が適正であること。 2 団体において、適正な監査機能を有していること。 3 団体の事業内容が、団体規約等に定める設立目的と合致していること。 4 団体が、専ら市の助成に依存することなく、自主財源等の確保・拡大に努力していること。 5 団体運営費助成については、団体の決算において、実質的な繰越金・余剰金が補助金額を超えていないこと。(繰越金等の額：過去3年間の平均額)
助成根拠となる例規の制定	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金等を交付するためには、条例や要綱で定めのないものについては必ず交付要綱を制定すること。(※1) 2 条例・要綱を既に制定している場合でも、助成の目的や助成対象経費等が不明確なものについては、それらを明確にするための改正を行うこと。 3 条例・要綱を制定又は改正する場合、必ず次の項目を規定しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・助成の目的 何を目的に助成するのか、何をどのような状態にするために補助金等を交付するのかを具体的かつ明瞭に規定すること。 ・助成対象者 対象とする個人や団体の範囲・資格を明確に規定すること。 ・対象経費 助成の対象とする経費を費目により明確に規定すること。 ・制度終期 助成制度の終期を明確に規定すること。
事業費助成の原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体運営費は、原則として助成対象経費とせず、既存の団体運営費助成制度は平成27年度当初予算までに廃止し、必要に応じ事業費助成に移行する。ただし、第1章4(2)に規定する特定の団体は除く。 2 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、他団体への貸付金・助成金、他団体への加入等に伴う会費及び負担金、賠償金、償還金、借入金利子、公益的事業に直接関係のない経費、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費は、事業費助成・運営費助成の別なく助成対象経費としない。(※2) 3 助成対象事業の目的の達成に直接的に関係のない視察旅費は、助成対象経費としない。
助成対象費目、助成率・助成単価の明確化	<ol style="list-style-type: none"> 1 支出根拠となる例規に、助成対象経費の範囲を、補助対象費目(地方自治法施行規則別記に規定する「歳出予算に係る節の区分」の節及び説明欄の例による。)により規定すること。 2 支出根拠となる例規に、助成の程度を、助成率、助成単価等の数値又は数式等により規定すること。 3 助成率は、助成対象額の3分の2を超えないこと。(※3・4・5) 4 助成率が3分の2を超える場合は、客観的かつ合理的な根拠に基づくこと。 5 定額助成における助成単価は、客観的かつ合理的な根拠に基づくこと。 6 個人に対する助成については、政策誘導的な場合を除き、所得等当該個人の経済力により対象者を制限し、又は助成額・助成率に合理的な差を設けるこ

	と。 7 市税滞納者については、助成制限を行うこと。ただし、国保税や使用料等の滞納を理由に助成制限を行うのは、国保税又は当該使用料等を財源とする助成に限る。 8 合理的な理由がない限り、同一の者に対する補助上限額（年額又は通算額）を設けること。
終期設定の原則	1 国や府の制度によるものは、国や府の制度の終了をもって終期とすること。 2 市単独助成制度は、制度創設（要綱改正）時から3～5年以内で制度の終期を根拠例規において設定すること。 3 2の終期到来後にも制度の更新が必要と考える場合には、審査機関により、継続・廃止等の判断を行うこととする。

- ※1 1年以内の短期間に限って助成制度を設ける場合に限り、例規の制定を行わないことができる。
- ※2 例示の費目であっても下記については助成対象経費とする。
 - (1) 当該費目の支出が、助成する事業の目的を達成するために必要不可欠であると客観的・合理的に認められる場合（敬老会や使節等歓迎事業などにおける飲食費・懇親会費、市が団体の連合組織に一括交付した助成金を当該組織が各構成団体に支出する助成金、利子補給制度における借入金利子など）
 - (2) 第1章4（2）に規定する特定の団体への運営費助成における公益的事業に直接関係のない人件費等一般経費
- ※3 既存の助成率が3分の2を超えるものについては、平成27年度当初予算までに3分の2以下になるよう助成率の縮減を行うこととする。
- ※4 既存の助成率が3分の2未満のものについては、従前の助成率を上限とする。
- ※5 第1章4（2）に規定する団体運営費助成は、別に定める率（額）を上限とする。

2 補助金等見直し基準

既存の補助金等例規の改正及び終期が到来する補助金等を更新しようとする際は、以下の基準により見直しを行います。

	項目	見直し手法・内容
継続・見直し	1 法令等により助成の実施が義務づけられているもの	経費精査
	2 国・府の補助金等を財源の一部とするもので、市の助成が義務的であるもの	経費精査 国府助成終了時は廃止
	3 国・府の補助金等を財源の一部とするものであるが、実施方法等について、市の裁量があるもの	交付基準準拠
	4 他市町との協議により市の助成額が決定しているもの	交付基準の視点から、他市等との協議による精査等
	5 行政目的を達成するために、市が実施主体となりえる事務・事業を他団体が補完して実施している事業に対し助成しているもの	交付基準準拠
	6 上記のほか、補助金等交付基準に概ね適合しており、助成の必要が認められるもの	交付基準準拠
廃止	1 団体運営経費に対する助成（第1章4（2）に規定する特定の団体は除く。）	平成27年度当初予算までに廃止 事業費助成への移行
	2 施策の浸透、普及等により、助成目的が達成されたもの	廃止
	3 社会情勢等の変化により、助成の目的、内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの	廃止
	4 助成の目的が十分に達成されないなど事業効果が乏しい又は成果が不明確なもの	廃止
	5 事業目的が具体的かつ明確でないもの	廃止
	6 団体運営費助成において、団体の実質的な繰越金等が助成額を超えるなど、団体が明らかに自立しているもの	廃止
	7 補助金等交付基準に適合していないもの	廃止

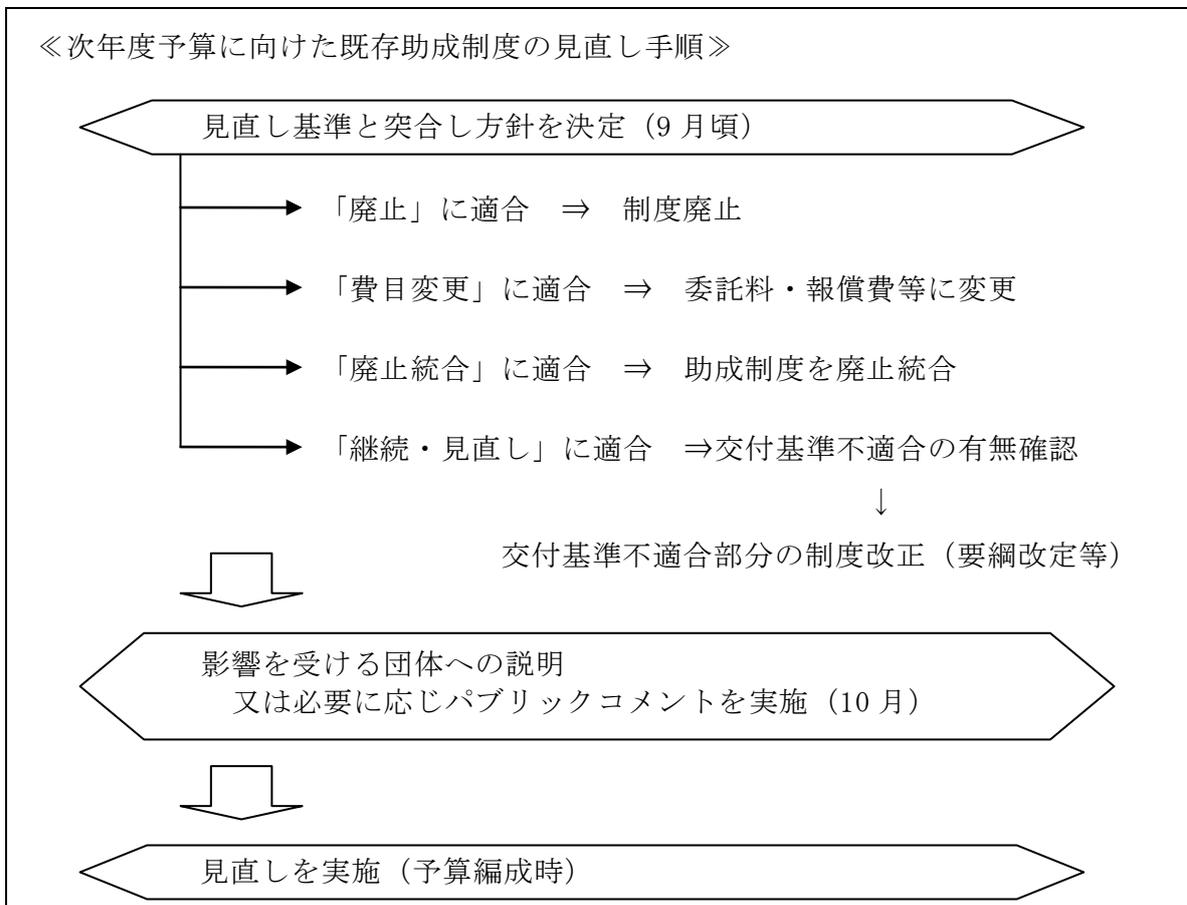
廃止 (費目変更)	1 補助金・交付金等の性格になじまないもの	実施主体の見直し 委託料・報償費等への変更
	2 団体事業助成において、行政が実施主体になりえるものであり、団体が行政に代わって行っているもの、又はそういった性格を強く有しているもの	実施主体の見直し 委託料・報償費等への変更
	3 上記2に加え、助成率が10分の9～10の高率のもの	実施主体の見直し 委託料・報償費等への変更
統合	1 補助金等交付基準に適合しているが、類似の助成制度、委託事業があり、統合により費用対効果の増加や事務軽減効果等が見込めるもの	廃止統合（補助金等とする場合は交付基準準拠）
	2 専ら単一団体等に助成するもので、当該団体に対して類似の助成制度、委託事業があるもの	廃止統合（補助金等とする場合は交付基準準拠）
	3 団体助成のうち、助成額が5万円以下の零細助成や、助成対象経費に占める割合が5%以下の低率助成にあるもの	廃止統合（交付基準準拠）

※ 上記にかかわらず、予算編成方針・歳出抑制の道標等による市の一般財源削減率に準じて一括削減を行う場合は、当該削減率を勘案して市長が定める率による削減を行います。

第3章 見直しの進め方

平成27年度から大幅な歳入の削減が見込まれるため、早急に歳出抑制策を実施する必要があります。したがって本方針に基づく補助金の見直しは、平成25年度予算編成時から実施します。

なお、個々の補助金等の見直しを実施するに当たっては、見直しの影響を受ける団体が限られる場合には当該団体に十分な説明を行い、また、市民に影響する場合などにはパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を聞きながら実施します。



※上記見直し手順により、予算編成日程に合わせて毎年実施します。

第4章 その他

1 その他の留意点

(1) 補助金等の効果の明確化

補助金等の効果を評価するためには、その補助金等の目標に対する成果（達成度）を確認する必要があります。

したがって、評価を行う際には、原則として数値目標を設定することとし、数値目標を設定できない場合でも、市民が理解できる合理的な効果測定指標を設定することにより、客観的な評価及び効果の明確化を図ります。

なお、目標の設定が困難な事業もありえますが、目標を設定しないということは、評価すべき客体（目的・目標）を明確にできず効果の検証ができないということであり、その事業の公益性が担保されないということと同義と考えるべきであることから、可能な限り客観的な指標を設定することとします。

(2) 特定の団体に便宜を供与することについて

特定の団体のみ、市所有施設内への団体事務所の設置を行政財産使用の手続き等を経ずに許可し、光熱水費、通信費の利用料や施設使用料の免除、消耗品の供与等を行い、又は同種の便宜をとるように他の部署・機関等に働きかけることなど、便宜を供与している状況があります。

このことは、市の一般経費を増加させ、提供している施設が使用料を徴する施設であれば市が受けることができる利益を逸しているということであり、また他団体との公平性の確保の面からも不適切であることから、早急に所要の手続きを取るなど、適切かつ公平性を保てる運営となるよう是正します。

2 本基本方針の見直し

本方針は、第2次行財政改革大綱の推進期間の満了に併せて見直しを行うこととします。ただし、見直しが必要であると判断した場合には、その都度、柔軟に見直しを行うこととします。

【本基本方針における用語定義】

- 補助金等：市の裁量で見直しができる補助金、交付金、利子補給金、その他給付金で相当の反対給付を受けないもの（歳出予算科目「第 19 節 負担金、補助及び交付金」のうち負担金を除くもの。）
- 補助金：特定の事業、研究、団体等を育成、助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの
- 交付金：団体等に対し、市の事務を委託している場合において当該事務処理の報酬として一方的に交付するもの
- 利子補給金：資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために、当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、市が相当の反対給付を受けないで給付する給付金
- 団体：複数の市民等により構成する、目的や構成員等を定める規約等を有する組織
- 事業費：個人や団体が、特定の事業を行うために要する経費
- 団体運営費：団体を維持するための内部事務に係る人件費や事務費、団体の事務所を維持するための諸経費等（団体が行う特定の事業に要する経費を除く。）
- 事業費助成：個人や団体が特定の公益性のある事業を行うための経費を支援し、又は政策的誘導のために市民等の負担に対して市が支援するなど、事業経費や市民等の負担額を対象に補助金等により助成を行うこと。
- 運営費助成：団体運営費を対象に補助金等により助成を行うこと。
- 企画公募型補助金：事業実施者が自ら企画して実施する事業を、一定の市が示す条件の下で公募し、審査によりその公益性や必需性等を市が認めて助成する補助金制度（例：市民力活性化プロジェクト事業補助金）
- サンセット方式：助成制度の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で制度を評価して、その廃止、継続、改正等を決める仕組み
- 零細助成：助成申請 1 件当たりの助成額が低額な助成。本基本方針においては 5 万円以下の助成を指す。
- 低率助成：助成対象事業にかかる経費に対し、補助金等交付額の充当割合が極めて低い助成。本基本方針においては充当割合 5 % 以下の助成を指す。
- 定額助成：助成額を、助成対象件数等に規定の助成単価を掛けて算出する助成。助成額が予算により固定されている助成（固定額助成）は含まない。
- 実質的な繰越金・余剰金：決算における次年度会計への繰越金、剰余金、特定の積立目的が無い基金への積立金、期末時点での預貯金など、当該資金が無くても当該年度の事業の実施が可能であったと考えられる余剰資金